

# 平成 23 年 12 月議会八尾春雄一般質問

## 八尾第 1 回目の質問

それでは、5 点について質問をいたします。

まず第 1 番目、馬見北 5 丁目地区計画原案の公告縦覧を求める。

内容として、①馬見北 5 丁目地区計画原案の公告縦覧に当たり、既に竹取の丘、自治会、町の 3 者で継続して竹取の丘の事業が営めるように合意が成立しているのに、これに対応した町原案の改訂版が示されていない。速やかに提示してもらいたい。その上で速やかな公告縦覧を求める。

②9 月議会で町長は、都計審委員に対して意見を聞きたいとして、極めて異例な都計審委員を対象とした研修会を開催をした。ここでも自治会は誠実に町の協力要請にこたえた。講師の先生も一定の段階で決断する必要がある。馬見北 5 丁目の場合は、町原案の線で進め、5 年後、10 年後に見直しをしたらいいのではないかと助言しておられた。町長の決断を求めるものでございます。

大きな 2 番目です。中央公民館の改修、改善を住民参加で進めてほしい。

中央公民館の和室が雨漏りして何度も修理を試みているが原因を特定できず、改善されない状態が続いていると聞く。

①築 40 年の建物だが、本格的な修理をして長もちさせてほしい。住民の大事な財産である。先日の文化祭で公民館活動発表会には多くの方の参加で、日ごろの研鑽の成果を発表され、このことを通じて住民間の交流がなされている。健康維持のためにもこうした活動は重要だ。基本方針はどうか。

②耐震工事が未着手となっている。計画はどうか。

③高齢者の中には、ひざを痛め 2 階の利用が困難との声がある。エレベーターの設置は考えられないか。

④以上の事柄だけでなく、日ごろから公民館を利用している皆さんから改善要望を出してもらって利用環境を改善するようにしてはどうか。住民参加の町政という視点で具体化をしてほしい。

大きな 3 番目でございます。平成 24 年度から中学校給食を実施しなければならないという町長発言についてです。

内容、今般、食生活、食育を考える会議及び中学校給食懇話会を立ち上げ、中学校給食の問題も検討することにしたいとの説明であるが、その一方で、町長は日本共産党議員団に対して、平成 24 年度から中学校給食を実施しなければならないとも発言をしている。

①スクールランチを全員に給付することをもって中学校給食にしてしまう意図か。スク

ールランチは少なくとも中学校給食ではない。保護者が望む中学校給食は栄養のバランス・適温・安全性・伝統的な食事などが考慮されたもので、食育に十分配慮されたものでなければならない。

②食生活、食育を考える会議委員構成の基準は何か。政策段階から住民参加を求めるといのが何事によらず町の基本方針ではないのか。あらかじめ中学校給食反対の立場の人物を選考しながら、あたかも公正な判断を求めたことの根拠にはならないと考えるがどうか。

大きな4番目でございます。介護保険改定の影響を最小限にとどめる取り組みを求める。

内容として、介護保険法改定でこれまで要支援1、要支援2段階の事業が法適用から外され、各自治体の裁量にゆだねられることとなった。

①広陵町でこれまで介護保険が使用できたサービスは、引き続き利用できるように手当てしてもらいたい。具体的な国の方針は把握しているのか。待っているだけでなく、事前によく研究する必要があるのではないか。

②町独自の介護サービスということになると、広陵町社会福祉協議会に委託することも検討することになるのか。どのような手だてを検討しているのか。

③県でプールしている基金は事実上預けっぱなしで、会計検査院から各自治体に返還が勧告される事態になっている。周辺自治体首長とも相談の上、返金を求め有効活用できるようにしてもらいたい。

大きな5番目の質問でございます。手入れが十分にされず、周辺から苦情が出ている建物、事実上の廃屋等の管理や撤去について。

ひとり暮らしの方が転居や死亡で無住状態になり、中には適切な管理がなされずに周辺から苦情が出ている場合も発生している。全国一空き屋が多いといわれる和歌山県では9%だそうです。平成24年1月1日からの施行で、建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例（略称：景観支障防止条例）を定め対応しようとしておられる。

①町内で空き家は何軒か。正確に把握しているのか。

②空き家を貸し出す制度は整備できないか。

③樹木が公道にかかり通行の妨げになる場合、隣の民有地との関係で支障が出ている場合等ではどのように対応しているのか。後者の場合、民と民の関係では、町は口出しできないとせず、当事者同士ではらちが明かない場合には、しかるべく勧告できる制度を設ける必要はないか。

④事実上廃屋状態の場合は、景観にとどまらず、火災・事故や犯罪の心配すらある。撤去の検討も含め、所有者に対してどのように対応しているのか。以上、御答弁をお願いします。

## 平岡町長1回目の答弁

ただいま八尾議員から5点の御質問がございました。

まず1番は、馬見北5丁目の地区計画原案の公告縦覧を求めるといふことで御質問でございます。

馬見北5丁目地区計画策定に際しては、平成21年2月に第1回説明会を開催し、2年半を経過していますが、それまでには原案賛成者の方や反対の方の意見など数多くいただきました。

町として地権者の合意形成を図るために、本年7月には両者の意見交換会や、また10月には都市計画審議会研修会として両者の方の意見を聴かせていただきました。やはり、この地区計画というものは民意の合意が基本であると考えます。

御質問の、町原案の改定については、馬見北5丁目地区の皆さんが合意できる案をお示しできるよう鋭意努力をいたしているところです。

また、町長の決断をとのことですが、現在研究中ではありますが、皆さんが合意できるような修正案が固まりましたら、修正事項を説明するための地権者説明会を開催させていただきたいと考えております。皆さんが合意でき、今後も必ず守っていただけるように十分な調整が必要であると考えます。

2番の中央公民館の改修、改善については教育長がお答えします。

次、平成24年度から中学校給食を実施しなければならないという町長発言についていふことで、二つ御質問をいただいています。

答弁として、町は、今回、食生活、食育を考える会議を設立し、食育推進計画について検討するものです。

その中で、食育推進の基本方針や食育推進のための連携、胎児から高齢者まで食生活のあり方等について検討していただきます。

一方、教育委員会の中学校給食懇話会では、社会情勢の変化、アンケート調査の結果、成長期にある中学生の昼食のあり方、教育現場の実態等、幅広く教育関係者の意見を聞き、その中で、地産地消も含め現在実施している小学校給食の実態、料金などについても検証し、中学生の昼食のあり方について、考えていただきます。

そして、この二つの会議の進行中に相互に意見交流を図りながら、平成24年度中に、中学校における生徒の昼食のあり方について方向づけをいただきたいと考えています。方式にはいろいろありますので、いろんな角度から検討が必要と存じます。

広陵町の食生活、食育を考える会議については、学校給食だけでなく、主に食育推進計画を検討いただく会議として設置いたしました。国の第2次食育推進基本計画では、平成27年度までにすべての自治体で食育推進計画を作成することが求められております。食生活を改善する取り組みを進め、町民の健康増進や豊かな人間性をはぐくむ取り組みを推進するため、食育推進計画を作成するものです。その計画の一部として、学校での昼食のあり方についても議論いただく予定をしております。

食育はさまざまな分野と関連するため、保健・医療・健康分野、産業分野、福祉分野、

そして住民代表として、区長・自治会長会や老人クラブ、保健推進員など幅広い分野から議論いただくよう選任したものです。子供からお年寄りまで食育について議論をいただく必要があり、去る12月6日には第1回会議を開催し、委員でもあります畿央大学浅野教授に、「市町村の食育についての責務について」と題して御講演いただき、学びをいただいたところであります。

今後、5回程度会議を開催し、また先進地を見ていただきながら、広陵町の食育について議論を深めていただく予定であります。

次、4番でございます。介護保険改定の影響を最小限にとどめる取り組みをとということで御質問をいただきました。

御質問の改正は、平成24年度から要支援者と、今後、要介護状態になる恐れのある虚弱高齢者である第2次予防事業対象者に対しての、介護予防や配食、見守り隊のいわゆる生活支援サービスを市町村の判断により総合的に提供することができる介護予防・日常生活支援総合事業が実施されるもので、このことの情報はしっかりと把握しており、今後示される事業実施の詳細を待って、積極的に取り組みいたします。

この事業により対象者に対するサービスの選択肢がふえることとなるものでありますので、御指摘のような、現在のサービス利用と比較して要支援者に対してサービスの制限を設けるものではありません。

本町は、引き続き個々の利用者の状態にあったサービスの提供に努めてまいります。

また、次の御質問の、介護予防事業等に関する新たな事業展開の方策につきましては、介護保険事業計画等策定委員会や地域包括支援センター運営協議会において、必要に際して検討を進めてまいります。

最後の御提案についてですが、本年6月に介護保険法が改正され、都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩し、既に保険料率の増加を抑制するために、市町村に対して交付することが可能となっており、奈良県においても市町村に交付すべく事務を進めている状況であります。

現在のところ金額は未定であります。交付が決定されましたら、介護保険事業特別会計に充当し、所要の処置を講じてまいります。

次、最後の5番でございます。廃屋の管理や撤去についての4点の御質問でございます。

答弁として、松浦議員にお答えいたしましたように、空き家の現状につきましては現在確認中ですが、100戸以上存在すると思います。

空き家のうち、まだ居住可能な建物で所有者が一時的に利用しない場合や、我がふるさととして残しておきたい建物については、放っておくことで雑草が生え、近隣に悪影響を及ぼすことから、積極的に活用事業者等に転貸することも空き家対策の有効な手段と考えます。

議員が説明されました和歌山県の景観支障防止条例の内容につきましては承知いたしておりますが、やはり所有権や地域との調整など難しい問題が含まれており、条例制定です

すべての解決はできないものと考えます。

現在、具体的な事例が発生したときは、内容によっては弁護士とも相談するなど個別に対応させていただいているところであります。

また、火災や犯罪の発生を未然に防ぐため、消防署、警察署、地域とも情報を共有し、見守り活動をいただいているところであります。以上のとおりでございます。

## 教育長 1 回目の答弁

八尾議員の、中央公民館の改修、改善を住民参加で進めてほしいという①から④の質問がありましたので、かためてお答えいたしたいと思っております。

中央公民館は建築から38年が経過しており、老朽化が進んでおりますので、気づいた修繕箇所につきましては、その都度対応しているところであります。

現在、和室の一部において雨漏りが生じており、御利用の方々に大変御不便をお掛けしております。以前にも同様の雨漏りがあり、その都度、部分的な修繕を行ってまいりましたが、屋根の抜本的な防水工事などを検討しながら早期に対応したいと考えております。

耐震診断は、昨年度に実施いたしました。かぐや姫ホールにつきましては、耐震補強が必要であるとの結果が出ております。つきましては、今年度、耐震補強設計業務の委託を既に発注しており、今後は耐震補強設計の内容を踏まえながら、来年度に耐震補強工事を行いたいと考えております。

中央公民館の2階の部屋利用につきましては、階段を御利用いただいております。体の不自由な方や高齢者の方には御不便をお掛けしております。

利用者の皆様から、エレベータ設置希望の声もあります。ほかにもホールの反響板の設置、駐車場の拡大、空調施設の改善、トイレが臭いなど多くの提案、改善要望をいただいております。

また、健康福祉大会を2回に分けて実施していることに対して、1回でできる施設をつくってほしいとの声もあります。

エレベーターの設置をはじめ、申し出事項につきましては、実施できるもの、保留とするものを集約して、年次ごとに計画的に修繕を進めております。

中央公民館では、講演や研修会・発表会など多くの方々に御利用いただいております。町民の文化、芸術発展に多大な効果を上げているところであります。

館の運営及び施設の改善については、先にも申し上げたとおり、利用者の方から多くの申し出をお聞きしております。今後も、利用者の方と連携を図りながら、伸びゆく公民館運営に努めるとともに、より良い環境で御利用いただけるよう施設の充実を図ってまいります。以上でございます。

## 八尾 1 番目の質問の 2 回目の質問

答弁ありがとうございました。

それでは、質問の順序に従って2回目の質問を行いたいと思います。

最初に、馬見北5丁目の地区計画の問題であります。きょうは町長の力強い御決断が聞けるものとかかなり期待してきたんですが、これまでと同様、先送りの答弁でございます。まことに残念至極でございます。

ただ、残念至極だけで済みませんので、少し振り返りも含めてお時間をいただきたいと思います。

日付が何回も出てきますから御注意をお願いします。

まず最初に、この地区計画をつくってはどうかというふうに言い出されたのは町のほうであります。いろいろ住宅地の環境の問題、住民相互の問題で悩みの種になっておるということがいろいろ相談を持ち込まれまして、それではこういう制度がありますからどうですかというふうに区長自治会長会で提案をされたのが町の側でございました。

自治会はこれにこたえて、なるほどそういう制度があるんだったらやろうではないかということで内部で検討をして、馬見北5丁目について申しますと、平成19年12月4日に地区計画の申請をいたしております。これは、既にこの4月1日からスタートしている馬見南3丁目と同じ日でございました。ですから、きょう、もう4年を経過したと、こういうことです。

その後、コンサルタント会社が北5丁目の住宅の実態、空き地の実態などを調査をされるということで、町原案、素案というものがつくられまして、住民とも協議をした上で説明会が開催されたのが平成21年2月1日でございます。

そして、同年8月20日は、今度は町は上田部奥鳥井線の接道部分を地区計画から除外した案を自治会に提示をされました。そのほうがいいのではないですかということですが、自治会の側は、地権者の87%にある町原案で進めていただけたら結構だということで、この接道部分を外すということは了解をいたしませんでした。

そして、その翌年でございます。平成22年7月20日提出されたそうですが、個人情報のかげんで氏名は明らかにできないということでございましたが、地権者の連名で町原案に対して反対の要望が出されたものでございます。

住民は、どなたが言われたんですかとお尋ねしても、個人情報であるので出せない。で、町が言われたのは、圧倒的に賛成多数なんですけれども、同じ人数で一定の時期に話し合いを持ってもらえないだろうか、こういうことを再三にわたって自治会に提示をされたものでございます。

この方々が明らかになりましたのは、実はことし7月17日に賛成者の方、反対者の方で話し合いを持とうではないかというふうに折り合いがついたときにわかったんですが、その中を見ますと、お一人の所有者なんです、お名前を出てこない奥さんも1戸で2名書かれていたりとか、我が家も実は例えば2分の1ずつ共有でございまして、嫁はんと。だから、本当は2人書けるんですが、1人しか書いてないんですよ。だけど、その場合はお二人書いてあったりとか、既にもう売却済みだったとか、もう所有者違っていたりとか、

それから20平米に満たない小さな土地を持っておられまして、自治会に対して有効に活用していただけるんだったら自治会のほうで使うてもらえないだろうか、こういうやりとりをしている地権者の方だったりとか、事実上ほとんど中身はごく少数の方の反対署名だということがわかったわけです。長いことそのことに、吉村部長も町長も副町長も賛成者、反対者で同じ人数で持ってもらいたいと、話し合いを持ってもらいたいということ言われてきたわけでございます。

平成22年10月29日に状況がなかなか打開できないので、地区計画を申請している五つの自治会とまとまって、町の交渉が行われました。その席上、町長は何と言ったかという、たくさんの賛成者がある地区計画をそのまま放置するわけにはいかない、反対者はいずれ裁判に訴えることもあるだろうけれども、覚悟を決めて前に進める。そのためには、体制も整えたいという力強いお言葉がございました。

こういうふうにおっしゃった、態度表明されたということも考慮しまして、人数が同じじゃなくて、賛成者の人、反対者の人、たくさん来ていただいて話し合いをするのであればいいのではないかということで住民は態度を少し軟化いたしました、ようやく平成23年、ことしの7月17日に賛成者と反対者の話し合いを持ったものでございます。

このときには、自治会は、むしろ地権者の間で亀裂が進むのではないかということをお心配をいたしました。いずれ近くにお住まいになるかもしれないから、仲よくしていきたいんだというのが私たちの希望でございましたので、しかし、これはどうしてもということでもございましたので、やりました。

反対者の方の意見、それから自治会がこれまで取り組んできた内容については既に明らかにされており、町も十分に把握をしておられることがその場で、生の声でありましたけれども、繰り返された。副町長以下8名の町の職員の目の前でそのことがなされたわけでございます。

そして、その後の約束は、その話し合いを持つときには、事態を動かそうと思うんだら、この話し合いをぜひしてもらわなということで、たつての願いなんだということで町が自治会を口説いたものでございます。説得をしたものでございます。

ですから、自治会のほうは、町は、私たちは要請にこたえたわけだから、次の新たな段階できちんとした案をつくっていただけるのではないかと、こういう期待を持ちました。

その町の方針は、平成23年8月31日までは出すという約束をされたものでございます。そのときには、馬見南4丁目より先に出しますから心配してくれるなど、こういうことまでおっしゃっておったわけですが、残念ながら8月中には何もございませでした。

これは大変な事態でございましたから、9月議会で私はこのことを追及をいたしました、どうなってるんですかと。そしたら、町長は、通常余りないんだけど、都計審の委員さんに事態を説明をして意見を聞いてみたいんだと、こういうお話でございました。

そのときには、何も反対するために、この地区計画をつぶすために研修をやるものではないんだということもあえて添えられて答弁をされたものでございます。

自治会は、これまでの話し合いの中で、経過の中で賛成意見、反対意見はもう尽きておると。ですから、何を研修するのかと。既に南3丁目で地区計画が実施されてるわけだから、それを決定して条例にするときには都計審の委員さんは研修もされた上でなされておったものでございまして、それもおかしな話だなということでしたけれども、10月18日に自治会の担当者、副町長室に伺いまして、そこに町長がおいでになりまして、もうこの研修会には自治会が欠席するなどということは言わんで、ぜひ出席をしてもらうて、賛成意見をきちんとみんなの前で述べてもらいたいと、都計審の委員さんにアピールをしてもらえんかどうかと、こういうお話があったものでございます。

私たちがその熱意にほだされて、わかりましたと。では、協力しましょうということになりまして、その場で地区計画の担当である松野地区計画担当者と平岡町長が指切りげんまん、約束のげんまんまでして、わかりましたと、一緒にやりましょうと、こういうことでやっておったものでございます。

ところが、自治会がそんな約束をして、実際に26日に研修会が行われたんですが、その後、では町がどのような案を示すのかということがさっぱり出てこないわけです。今日に至るも出てこないわけです。

それで、じゃあ10月26日の研修会で都市計画審議会の委員さんがどのような意見を言われたのか、これは町長も吉村部長も出席しておられますから御存じですが、意見はなかったですね。なかったです。

先生は何と言われたかというのと、地区計画という制度の法律的な意味合いを紹介をして、研修の講師をされた上で、いつまでもこれを放置しておったんでは環境ががらっと変わってしまうと。これだけたくさんの賛成者があるんだったら、これをそのまま進めて、それで5年後、10年後にまた見直しをするということもしたらどうなのかと、こういうことをおっしゃいました。

それから、裁判に訴えられたらどうなるのかと、こういう質問も出たわけです、都計審の委員さんから。そのときに先生は、これまで町がきちんと努力をして自治会も話し合いに応じているわけだから、それはほとんど考えられないけれども、大丈夫なんじゃないですかということも言われたわけです。

それを言われて、じゃあ都計審の委員さんが、いや、そんなええかげんな答弁でできないかという意見を言われたんだったら、またその後、考えたらよろしいでっせ。だけど、都計審の委員さんはわかりましたということでおさめられたものでございます。

ですから、自治会はそれまで2回にもわたって協力をしたし、それから、その後、十分に話もして約束を守っているのに、町の側からきちんとした原案を出すという約束を3回もほごにされたということなんです。

3回目の問題もう一つあります。

その話し合いのときに、平成23年7月17日に竹取の丘の事務長さんがおいでになりまして、うっとこどないになりますのやろかと、こういう質問をされました。それまでは、

竹取の丘さんはここで継続的に事業を営めないのじゃないかということで、今回の地区計画については賛成しがたいという態度を表明されたものでございました。

しかし、私たちは、できるだけたくさんの人に賛成してもらわなアカンということで事情を話をして、やりとりをしてみますと、一般住宅用地ということにしてあるのでそういう問題が起きると、公共公益のエリアということで一括りにまとめられたらどうですかという県の都市計画室のアドバイスもいただいて、そういう中身で進めていってほしいということで、わかりました、それだったら私らも賛成いたしましょうと。

ですから、ここでは竹取の丘さんや自治会や町のところに何ら矛盾はないわけです。だから、矛盾がないところをちゃんと次の修正案の提示をして、こういう案に修正をいたしましたんでよろしくお願ひしますよということを町の側から言ってもらわなキヤいけないのに、それも今のところ何もしようとしてないわけです。これ、一体どうなってるんですか。なぜ、こんなことになってるんですか。基本的な姿勢を聞きたいと思います。

それから、また、今申し上げた事実ですね、もし違うことを言うてたんだったら違うと言うてください。まず2回目の質問はこれです。

## 平岡町長の2日目の答弁

ただいま経過についてる御説明をいただきました。

私の基本姿勢を申し上げたいと思います。

賛成、反対は随分多く意見を聞かせていただきました。大勢は、お住まいなさってる人は賛成でございます。原案提示は町でございます。決断は町がしなければなりません。私は決断を惜しんでいるわけではありません。必ず決断をいたします。

ただ、今問題提起となっておりますのは、自治会での賃貸住宅、特にハイツの問題。ハイツは建てられないという状況でございます。ハイツの定義が建築基準法では、また関連法規ではないんですね。どのようなハイツが駄目なのか、その点、明確化するように私は担当者に指示をしております。

担当は、ゆったりした集合住宅ならいいのではないかと、しかしこれもあいまいであります。そのあいまいさをもっとしっかりと研究をして明確化しなさいという指示をいたしております。

また、福祉ゾーンとされる地権者とも今話はございました。反対から、自治会とも協議が整ったと、こうおっしゃっていただきました。将来があります。その人たちにもしっかりと明文化したものを町から提示をしたいと思います。

それから、都計審はそれで了解になったとおっしゃっておられますが、都計審には問題点をしっかりと聞き及んだと。しかし、このまま終わったんではありません。町の方案をもう一度我々によって、都計審によって考えさせてくれということでございますので、問題点の解決はもう一度都計審にお諮りをする、都計審で御審議をいただく、その予定で都計審の会長さんとも協議をしているところでございます。

私の思いは、やはり基本的には町が提示をさせていただいたんですから、町が決断をするのが当たり前でございます。

しかし、問題点のないように、うまく取り進めるということが私どもの案でございますので、この点にもさらに担当の吉村部長から、私の今考えているところ、違うところもあるようございますが、答弁をいたします。

私は決断をそう急がないで、きっちりしたものをつくりますよということでお願いしたいと、また御理解をいただきたいと思っております。

### 八尾3回目の質問

では、3回目の質問です。

先ほど、都計審の研修会でそれで終わっているのではないと町長言われたけど、それは事実に反します。最後のまとめのところ、そのような確認の発言は会長さんからはありませんでした。それは、あくまで町長と会長さんの会話の話でございます。ですから、きちんとその時期が来ることを望みますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、急がないというふうに言われましたが、しかし、申請して4年ですよ。それは急がないという話じゃないですよ、大分おくれたなど、申しわけがないなという一言あってもいいぐらいの話じゃないんでしょうか。

私、お金の点もちょっと調べてみましたら、毎年の決算に地区計画策定業務委託料というのが載っております。平成19年度が294万円、平成20年度が40万9,500円、平成21年度は342万7,200円、平成22年度は114万4,500円、4年間で792万1,200円でございます。

他の地域についてもやっておりますし、それから、あそこの中和幹線沿いのところにもなっておりますから、これがすべて北5丁目とは申しませんが、大きな金額を支出をして、準備をしているものでございますので、やはり一定の時期に一定の結論を出して、決断をします。町長が決断すると言われたから、その言葉を信じたいと思っておりますけれども、これまで随分と裏切られてきたなという感じが強いものですから、どこまで信用してできるかどうか、私にははっきりと申し上げるわけにいかないということでございます。

それで、答弁によっては3番目の質問をスケジュールの確認に使おうかなと思って、一応考えてみたんですが、竹取の丘さんの修正をした案を提示をしていただくのを年内にしてもらおうとして、その後、公告縦覧の期間は地区計画手続条例では2週間縦覧をして、その後、1週間は意見書が出せますよと。ですから3週間ですわな。

それから、都市計画法によって公告縦覧するのが2週間あります。その間、次の日に次の段階に移るわけにいきませんから、どんなに早くても1週間ぐらい要するでしょうから、要するに6週間はどんなに早くやってもかかるわけです。町長がやるぞというふうに言ったとしても6週間かかるわけです。

1月5日が御用始めだと思っておりますけれども、そうすると、今、それ6週間たつとしたら2

月17日かそこらぐらいになっちゃうんですよ。ということになったらね、きょうの日まで具体的な案を提示できないと、決断をしなかったということは、もう年度内にはかなり難しくなっているということなんですね。

これまでの町の説明と、仮に裁判があっても自分はやるんだというふうに決意表明して、そのことを信じてこれまで一生懸命やってきたことが、もう本当に次の年度に移らないとできないようになってしまうんじゃないかというようなふうにも思わざるを得なくなってしまうですね。

こんなので、本当にいいんですか。住民との関係でいいんですか。地権者の方が反対意見あるんだったら、公告縦覧の中で反対の意見書を出されたらよろしいですよやんか、それは権利なんですから出されたらよろしいですよ。そのことも踏まえて都市計画審議会に諮って、都市計画審議会がどういうふうに判断されるのかということにゆだねたらいいわけでしょう。

そういう手続を踏まないで、まだ突き詰めてみたい点があるんだと、まだ余力があるんだという認識は私は改めてもらわんとあかんと思うんですよ。もう尽きてるんですって。

けさ、県の都市計画室長、西山という都市計画室長にお問い合わせをしましたところ、県のほうに申請を出していただいても、事前協議で確認をした中身と変わりがないということ的前提にした話だけれども、2週間から3週間はかかるんだと、こんなお話ですよ。

これ、そういうこともちゃんと含めて対応してたんですか。僕は誠意が問われる話だと思うんですよ、この話は。どうなんでしょうか。町長になるのか吉村部長になるのか。吉村部長お願いします。

### 吉村部長の3回目の答弁

手続論について御披露をいただきました。我々それは十分承知をしております。

ただ、現在名前を出していただきました計画室の西山課長ですか、の御発言はそれで合っておりますし、我々もそういう認識はしております。

ただ、別に建築課との協議というものも方法論として条例運営をする立場としての詰めがございますので、計画室だけの協議で終わるということはこの場では私、申し上げづらい点がございます。

それと、自治会の皆様方の4年間も経過していまだにこういう状態だということのお怒り、思いというのは承知をいたしますし、我々としても大変心苦しい部分がございます。

しかしながら、自治会の責任ある役員さん、そして住民の方々、あるいは5丁目に土地をお持ちの地権者の方々、いろいろ立場が異なることから思いも当然違うわけでございます。

この地区計画というのは、そもそも皆様方のより多くの合意ということを大前提に進めるべき制度でございます。私は、やはりいろんな立場のいろんな考え、100人おられたら100人の意見は一つにはなかなかかなりにくい点がございます。だから、認めるべきと

ころは認め、あるいは若干許せる範囲、許容できる範囲はこだわらずに譲歩をするとか、あるいは相当危惧感を持って焦っておられるんでしょうけれども、町としても北5丁目をはじめ真美ヶ丘の住宅地をよいまちにしようという思いこそあれ、自治会の意見と反するような思いは持っておりませんので、今後も町長が2回目の質問で申しましたように、事務担当としてはその辺のところの指示に従い、できるだけ皆様方の賛同を得れる修正案をできるだけ早く策定してまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

## 八尾2番目の質問の2回目の質問

御理解をせよと言うても、理解しがたい返事でした。

妥協するにも、どっちしかないわけですから、既に南3丁目でやられてるわけですから、そんな話は通しません、ハイツの問題はね。

次にいきたいと思います、3回終わりましたので。

中央公民館の改修については、町長も言うていただいた話にも出てまいります。実はもう一つ、書き漏らしたことがあります、大きなテーマでございます。

9月議会で山田美津代議員が提起をしておりますが、この公民館の屋根に太陽光発電のパネルをのつけられないものかということなんです。町内には元気村であるとか、さわやかホールであるとか、体育館であるとか、大きな施設があります。議会の水道の特別委員会で御所の浄水場、桜井の浄水場を見学した折に、どっとパネルがありまして、使えるものはやっぱり使おうと。公民館で使う電気の幾分かでもそこで賄えるようなということをアピールする大きなチャンスになるんじゃないかというふうに私思うわけです。

そして、住宅を建てる時には町が助成制度も設けておりまして、国や県の助成制度も合わせて利用してもらったらいいですけど、町にもこういうのがありますから、広陵町、風が強かったり、それから地熱があるようなまちじゃありませんから、平たんなまちですから、自然エネルギー確保しようと思ったら太陽光パネルの設置ということをもう少し熱心にやってもらう必要があるんじゃないかと。公民館の改修というのは、それが一つのチャンスですからね、ぜひお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

## 植村教育委員会事務局長の2回目の答弁

ただいまの御質問ですが、質問には載っておらなかったということで、今、太陽光のパネルということが出ました。

一応、公民館としては現時点、やはり屋上の防水を主に考えております。そして、その中で、例えばことは既に中学校のうち、真美中の関係でパネルを設置したらどれだけ費用対効果があつてどれだけ料金としてプラスになるかというようなことをいろいろ種々検討しております。

また、このほうは図書館なり、そういう方面もやっておりますので、今後、先に太陽光をするんじゃないに、公民館の屋根のほうはまず修繕のほうを抜本的なことで見直してい

った中でそういうこともやっていきたいということで答弁いたします。

## 八尾3番目の質問の2回目の質問

ぜひ研究していただいて、いい修理をお願いしたいと思います。

次にいきます。給食の件は、午前中の質疑応答の中でもかなりやりとりをいたしましたので、私は一つだけ申し上げたい。

町長とやりとりをしておりましたら、今のスクールランチを全中学生に渡して、町が幾らか補助金を出すけれども、保護者からも給食費という、実際には弁当代ですけれども、徴収するような、そんな印象もちょっと持ちました。どういうふうになるかわかりませんが。

しかし、学校給食法によりますと、学校給食というのは一体どんなものなのかというのが7項目について書いてあります。

ちょっと紹介します。適切な栄養の摂取による健康の保持増進。二つ目、日常生活における食事について、正しい理解を深め健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養う。3番、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う。4番、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う。5番、食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。6番、我が国や各地域のすぐれた伝統的な食文化についての理解を深める。7番、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこと。

これを読みますと、単に弁当を渡して、お昼御飯、これで食べなさいねというので中学校給食とは言われんなということなんじゃないでしょうか。食べることはやっぱり生きることです。その食べるということの中身に、やっぱり教育の一環としてこの学校給食を位置づけるという観点がどういうふうに貫かれるのか。そういうことを前提にして話をしてくれというふうに言うんだったら、ある程度まだわかりますよ。一般の公募をしませんけどね、私、それはさっき言いましたからあえて言いませんが、今申し上げた学校給食の根本について、これを前提にした議論になるのかならないのか、その点どうでしょうか。

## 平岡町長の2回目の答弁

ただいま給食に対する7項目ですか、利点をおっしゃいました。

私は議員さんと話し合いをしたときは、給食を前提として検討会議をしているものではありません。また、スクールランチを押し進めるためにこの会議を催したものではありません。

現在の学校給食の立場をこれが正しいかどうか、再確認をしていただく。そして、我々も食生活を考える会議でもう一度考え直そうというものでございます。

例えば、4月から実施をするということになりますと、自校方式とかおっしやっておられますが、建設も間に合いませんので、それはできません。一般の給食業者から納入をしていただく方法しか、4月からの実施はできないのであります。そんなことを申し上げておりました。

4月からはどんな形ですのかと言われれば、いろいろ仕方はあるんですが、そんなことを申し上げていろいろ協議はしていましたが、実際は、現在の給食はどうなのか、そのことを全く白紙の状態でお考えをいただく。我々の考えを誘導するものではありません。そのことは決して申し上げておりません。

実態を正しく理解をしていただく、これが一番いいものでございまして、そして、いろいろ皆さん方からの声が上がっております。請願とかいろいろ願いが出ておりますので、そうしたことも参考にしながら、そうしたことも資料として添えて、いろんな御意見を聞いていただきながら、また他の市町村の実態を見ていただきながらお答えを出していただく、そういうものでございます。

### 八尾3回目の質問（発言）

今の町長の答弁は重大でございまして、給食をやるということを前提にしてないんだということであれば、この広陵町議会が中学校給食をぜひやってもらいたいという請願を採択をして、町に対してそれを要請をするということがなければこの事態は動かせないということ、これを逆に証明したようなお言葉でございました。覚悟を持ってこの活動にしていきたいと思えます。

せんだって、私、国のおやじから電話がありまして、初雪が降ったそうです。そっち元気でやっとなるかと、こう聞くものですから、父ちゃん、えらいこっちゃ、広陵町の中学校に給食ないじゃと言うたら、ああ、そら、あかんでかいね。町長に言うてちゃんと給食してもらえ、そない言うとなるっていうて、こういうやりとりをしておりました。

実は、請願署名、町外の方も請願署名されてる方があります。見てみましたら、西は北九州、東は朝霞市、埼玉ですかね。お話の聞けた方もありますけれども、皆、大体私が言うたようなことです。おやじに電話してるんですな。父ちゃん、ここ給食ない。給食してほしいと思うから署名用紙送るからしてくれと、こういう話です。

ですから、これまでは私は国のおやじに広陵町は住まいしやすいええまちやと、気候も温暖でいいまちやと、こういうふうに一生懸命、靴下のまちでいうて、もっていったわけですよ。

ところが、今度のことで、おやじは給食のないまちやということがわかりましたので、あれは年寄り連中だから、5人か6人に必ず言いませ。広陵町で給食ない、春雄のおるところで給食ない言うとなるわって、えらいまちやのうと、こうなると思えます。こういうふうに、逆に広まっちゃったんですよ。だから、これはやっぱりきちんとやれるようにしないと。

ちなみに、富山県、中学校給食100%なんですよ。給食のない中学校はないんですよ。だから、そういうことも影響してるかもしれませんが、そんなことがあるんだろうと思います。

## 八尾4番目の質問の2回目の質問

時間がありませんから、4番目、介護保険にいきます。

先ほど、坂口議員もこの件で質問をしておられましたけれども、町長どうするんですかって聞いておられたけど、坂口議員、これしかし、民主党政権がこれやったんでしょ。あんたのこの責任でやられたんだから、そんな人ごとのような話にはならんと僕は思うんですよ。

それで、介護保険の策定委員会でも保険料の来年、第5期の試算が出ておまして、今、月4,200円なんですけど、4,800円を超えるような金額になっております。それから、要支援1と要支援2が介護保険から外されるので、これどうかと私尋ねましたら、国からまだ詳しい話が来てないので、こうなってるわけです。

また家族の話して申しわけないですが、うちの母親は今、要支援2でございまして、週2回デイサービスに行っていてえらい喜んでます。ふろに入れてもろて、髪の毛すいてもろて、ゲームをして、この間はちょっと筆を握って、上手に書けたいうてほめてもろたからいうて、女房に言うたら、女房が気きかせて、お母ちゃん、そしたらこれ壁に張るわって言うて、あんた小学校の教室と違うぞとかいって僕はやりとりしたんですが、そういうことで張ったら本人も喜ぶと、これは元気になるなど。外でやりますからね、人と交わるということとはなかなかいいことのようにです。

このサービスは、例えば継続できるんですか。継続、デイサービス、できるんですか。それをお尋ねします。

## 竹村福祉部長の2回目の答弁

総合事業のことでお伺いいただいております。

今後、総合事業につきましては、予防サービスであったり生活支援サービスであったりというふうなことで、さらに御本人の状況に応じたサービスが展開できる環境になるということで、具体的には機能訓練であったり、相談、助言であったり、あるいは栄養改善を目指した、そういう教室等であったり、そういうようなことが充実されてくると、御本人の御希望に応じた形で実施できるというような形になるということでございます。

## 八尾3回目の質問（発言）

今の竹村部長の答弁は、できるとは決して言わなかったという答弁でございました。

町の蓄えは7,721万円というのが平成22年度の決算で基金として残っております。先ほど、町長の答弁でも県が預かっているお金を返してもらおう段取りしとるんやと、ぜひ

それを掛金の抑制に使う、あるいは介護保険で手当ができないところの拡大に使うということ具体的に御検討をお願いして、最後の質問に移ります。

## 八尾5番目の質問の2回目の質問

あと2分しかありません。

和歌山県の空き家条例のことを言われました。松浦議員も言われました。この景観支障防止条例という条例ですが、問題のある家の半径100メートル、円をかきまして、その中の3分の2の地権者が、これはもう危険だと、何とかしてもらわなければ1本で火事になってしまうやないかと、非常に危ない物件だと、こういうことで撤去の手続をしたら、代執行ができると、こういう条例のようです。

私も答弁にありますように、条例で定められたからすぐに解決するなどとは到底思いません。これは事細やかに対応していく必要があるだろうと思います。

二つ、具体的に言いますと、一つは南郷ですね、強烈な水が浸いたら、必ず水浸きの起きる、あの家でございます。廃屋かと思ったら住んでおられまして、屋根がつぶれて今住んでおられないようですけど、御近所から不安の声出てます。

それから、寺戸大橋の南側のところに会社がありましたね。この夏に何か行き先がわからなくなっちゃったと。これも縄を張ったりして、ちゃんとしてほしいと言うんですけど、なかなかできないとか、こうあるわけです。

だから、具体的に探すということもしてもらわなあかんし、いろいろ関係者で協議してもらわなあかんですけど、これから空き家がふえていきます。やっぱり町がそれなりに姿勢を示したら、あ、これはやっぱりしたらあかんことなんやなということでもわかってもらえる人もあるだろうと思うんですね。そういう点で、個別にやっぱり努力をしてもらわなあかん。

南郷の場合は、土地は他人様の土地に、御自身の家が建ってたんですが、およそ財産とは私言えないだろうと思います。あれを見てもらったら。具体的に申して申しわけありませんが、どうですか、担当のほうでどう思っておられますか、その点だけお聞きしておきます。

## 坂口部長の2日目の答弁

名前言えませんが、私ももう十何年前から事業系行ってたときも知っております。雨が降りますと、必ず道より低いおうちなんですね。

ただ、それと、そこに住んでおられるのと、廃屋扱いで云々というのとはまた、ちょっとこれ違まして、あの方と、最近はやべっておりませんが、よく行ったときにしゃべったときに、なかなか説得いうんですか、御理解いただくのは難しいですわ、はっきり言わせていただきまして。

だから、それに対して、何かするというのはちょっと無理だと思っております。行政指

導だけしかできないと思っております。

もう一つのほうは、今また地主さんのほうになったため、ある程度の撤去までいけるかどうかわかりませんが、ということは寺戸のほうについてはできていると思っております。

それと、まだほかもあるんですけど、今回はこのぐらいにさせていただきます。

**議長**

以上で、八尾君の一般質問は終了しました。